

## やさしい手仙台身体拘束等適正化のための指針

- 1 身体拘束の適正化に関する基本的考え方  
「正当な理由なく利用者の身体を拘束すること」は身体的虐待及び利用者本人の尊厳の侵害に該当する行為であり、その身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしないサービスの提供に努めるものとする。  
また、「一人の人間として尊厳をもって生活すること」への専門的な支援を実施し、その結果身体拘束等を排除したサービスの実現を図るものとする。
- 2 身体拘束等適正化に係る委員会その他組織について  
身体拘束等の適正化に係る事項は、虐待防止検討委員会において取り扱う。
- 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本的方針  
現任職員に対して、年1回以上研修を実施する。  
新規採用職員については、初任者研修時に実施する。  
他部門からの異動職員については、着任から1ヶ月以内実施する。  
虐待防止のための研修と一体的に実施することができるものとする。  
研修の実施内容は記録し、5年間保存するものとする。
- 4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本的方針  
身体的拘束等を行った場合には、虐待防止検討委員会に報告しなければならない。
- 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  
各サービスごとの「身体拘束・抑制に関する手続きと記録手順」に詳細を定める。
- 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  
本指針は当社ホームページに掲載して閲覧に供するものとする。
- 7 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  
行政の発信する情報の収集、地域の関係団体等が主催する研修へ積極的に参加するなどして、権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

### 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。